

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

健康保険被扶養者認定状況の定期確認(検認)の実施について(依頼)

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行規則第50条の規定に基づき、健康保険被扶養者認定状況の定期確認（以下（検認）といいます。）を実施することとし、健康保険被扶養者確認調書（以下「調書」といいます。）等を送付いたします。

この検認は、保険診療を適正に受けていただくために必要な事務ですので、事業主・被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 検認対象被扶養者

令和2年8月31日において認定されている被扶養者を対象とします。

2 送付書類

送付書類は次のとおりであり、該当する被保険者に配布願います。

- (1) 健康保険被扶養者確認調書（検認対象被扶養者を有する被保険者分）
- (2) 健康保険被扶養者確認調書の依頼文書・記入方法・被扶養者の該当要件と添付書類
- (3) 被扶養者現況届（被扶養者確認調書添付用）（1枚送付しますので、必要数をコピー願います。）
- (4) 収入状況確認表（1枚送付しますので、必要数をコピー願います。）

3 調書等の提出

調書を健康保険被保険者証の番号順に取りまとめていただき、**令和2年10月15日(木)まで**に当健保組合へ提出してください。

4 留意事項

- (1) **今年度より、父または母を被扶養者として認定している場合、被保険者との収入状況を確認するため、「収入状況確認申出書」に年金額等収入のわかる書類を添付し提出いただくことになりました。**
- (2) 15歳以上の屋間の学生（高校生、大学生、専門学校生等）は、学生証の写しまたは在学証明書の添付が必要です。
- (3) 無収入の被扶養者にかかる「非課税証明書」は不要ですが、収入がある場合は、多少にかかわらず収入証明書類が必要です。
- (4) 「被保険者資格喪失届」が提出済の方については、「住所欄」の余白に、「令和〇年〇月〇日資格喪失」と赤色のボールペンで記入の上、調書を提出願います。この場合、他の欄の記入、押印は不要です。
- (5) 被保険者・被扶養者の氏名・フリガナ・生年月日・住所の訂正・変更、被扶養者の削除・追加については、別途、所定の手続きをお願いします。
- (6) マイナンバー制度による情報連携により、住所・前年収入等について健保組合で確認をする場合がありますのでご了承願います。
- (7) 扶養認定に係る次のお知らせをご参照願います。
 - ①「健康保険被扶養者認定取扱要領」
 - ・ホームページの【届書・請求書－適用関係－被扶養者の増減－（参照）】
 - ②海外に居住し日本に住所を有しない被扶養者について（お知らせ）
 - ・ホームページの【けんぽからのお知らせ－平成30年4月6日－海外に居住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務について
- (8) 届書が2枚以上になった場合は、最初の1枚に事業所の名称等及び事業主印を押印し、2枚目以降は事業主印のみ省略できます。

令和元年10月15日－被扶養者要件の見直し（追加）等について

被扶養者の該当要件と添付書類

○ 被保険者と同居している場合

認定対象者の年収が130万円（概ね月額108,333円）未満、60歳以上及び障害者は180万円（概ね月額は150,000円）未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。

○ 被保険者と別居している場合

認定対象者の年収が130万円（概ね月額108,333円）未満、60歳以上及び障害者は180万円（概ね月額は150,000円）未満で、かつその額が被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないこと。

○ 曾祖父母、祖父母、父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の者については、被保険者と同居していること。

健康保険被扶養者確認調書の添付書類一覧表

対 象 者	添 付 書 類		収入に 関する証明	別居におけ る扶養状況 の確認	同一世帯 の確認
配 偶 者			○	○	—
子・孫・兄弟姉妹	15歳未満		—	○	—
	15歳以上		○	○	—
父 母 ・ 祖 父 母 ・ 曾 祖 父 母			○	○	—
配偶者の父母・祖父母・曾祖父母			○	—	●
配偶者の兄弟・姉妹	15歳未満		—	—	●
	15歳以上		○	—	●
内縁の妻（夫）の子及び 内縁の妻（夫）の父母	15歳未満		—	—	●
	15歳以上		○	—	●
3親等内のその他の親族	15歳未満		—	—	●
	15歳以上		○	—	●

※添付が必要な書類に○を付しています。

●は、マイナンバー制度による情報連携により、当組合において確認しますので添付不要です。
(確認できない場合等、必要に応じて提出をお願いします。)

※15歳以上とは、平成17年4月1日以前に生まれた方をいいます。

◎収入に関する証明について

- 1 収入に関する証明として添付を必要とする被扶養者については、被保険者によって生計維持されていることが確認できる「給与明細書（直近の3ヶ月）・勤務先の給与証明書の写し」、「年金額改定通知書・年金振込通知書の写し」、「雇用保険受給資格者証の写し」、自営業者は「確定（青色）申告書の写し」など全て直近分を添付してください。
- 2 無収入の証明書の添付は不要ですが、収入がある場合は収入額の多少にかかわらず、収入に関する証明書の添付が必要です。
- 3 ただし、**令和2年7月1日以降に認定された被扶養者で、認定時と扶養の状況に変更がない場合は、証明書の添付は必要ありません。**

◎別居における扶養状況の確認について

- 1 被扶養者が別居しているときに、被扶養者現況届（被扶養者確認調書添付用）が必要です。
- 2 仕送り額が確認できる書類として、振込の場合は預金通帳等の写し、送金の場合は現金書留の控えの写し、金融機関で発行される利用明細書など、第三者が見て、だれがだれあてにいついくら支払ったかがわかる書類を添付してください。
- 3 ただし、次に該当する被扶養者は、被扶養者現況届・仕送り額が確認できる書類の添付は必要ありません。
 - (1) **令和2年7月1日以降に認定され、認定時と扶養の状況に変更がない被扶養者**
 - (2) 単身で15歳以上の昼間の学生（高校生・大学生・専門学校生等）である被扶養者
 - (3) 被保険者が単身赴任等である場合の被扶養者

◎海外に在住する被扶養者の生計維持を確認する書類について

- 1 被扶養者が海外に住所を有しているときは、被扶養者の現況についての申立書（現況申立書）を添付してください。
(※現況申立書が必要な場合は、当健康保険組合までお申し出ください。)
- 2 被扶養者の収入が確認できる書類を添付してください。
(収入がある場合) 公的機関又は勤務先から発行された収入証明書
(無収入の場合) 収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
- 3 海外に住所を有しているときに、送金の事実と仕送り額の確認できる書類として、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しなど、第三者が見て、だれがだれあてにいついくら支払ったかがわかる書類を添付してください。

◎その他事実確認のための書類について

- 1 **15歳以上の昼間の学生（高校生、大学生、専門学校生等）は、学生証の写しまたは在学証明書の添付が必要です。**
- 2 被保険者が母（又は父）を扶養している場合は「収入状況確認申出書」の添付が必要です。